

平成 29 年 10 月 3 日

玉縄図書館 職員体制・開館時間変更試行結果報告

1 試行期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）～8 月 31 日（木）

2 試行内容

（1）嘱託員中心の図書館運営

職員 2 名を専門業務嘱託員に置き換えて、館の運営が可能かどうか検証する。

（2）夜間開館の中止

ア 週 2 回の 19 時までの夜間開館を中止し、17 時で閉館する。

イ 夜間開館を中止した時間について、学習センターの集会室を開放し、読書室としての利用動向を検証する。

3 試行結果

資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4 のとおり。

4 本実施に向けて、試行実施館としての見解

（1）嘱託員中心の図書館運営

ア 応援前提の職員 1 名体制は、非効率であるとともに、突発的な事態に対応できず、現実的でない。

イ 専門業務嘱託員を館運営に主体的にかかわる存在とするならば、勤務日数が減っても勤務時間は職員と同じにするのが望ましい。特に、貴重な情報共有の機会である朝会の時間に不在なのは大変不便である。

ウ 専門業務嘱託員の担う業務については、地域館の場合は、基本的に館の業務中心とするのが望ましい。委員会等への参加は時間的に無理がある。

エ 専門業務嘱託員の業務範囲（職員・業務嘱託員との違い）について、試行結果を踏まえて再確認する必要がある。特に職員不在時の扱いなど共通認識として固めたい。

オ 今回、試行開始直後に業務が停滞した一因に、大幅な人事異動による館での経験値の不足があった。今後、異動の際は、配慮が必要と考える。

（2）夜間開館の中止

ア 仕事や学校の帰りに寄るため、19 時まで開館を希望する要望は強い。アンケート以外でもカウンターで多くの声を聞いたほか、「利用者の声」も 3 件出ている。大船図書館との相互利用で補完できると想定していたが、地域による不公平感は根強く、現段階での中止は難しいのではないかと。

イ 玉縄学習センターの第 2 集会室利用は、予想外に少なかった。図書館が閉館すると第 2 集会室の周辺は人気なくなるため、子どもや女性が利用しにくい環境だったことも一因かもしれない。夜間、図書館が閉館した状態で閲覧室の代替としての第 2 集会室の開放は効果がなかった。

ただし、図書館開館時間内に、グループ学習の場などとして第 2 集会室を活用できれば、児童生徒の図書館利用促進につながるのではないかと。